

豊山町特別工業地区建築条例（素案）

（趣旨）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、特別工業地区内における建築物の建築の制限又は禁止に関し必要な事項を定めるものとする。

（建築の制限）

第2条 東川地区の特別工業地区内においては、別表第1に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、周辺の工業及び住居の環境の悪化をもたらす恐れのない建築物で、町長が豊山町都市計画審議会の同意を得て特に許可した場合は、この限りでない。

2 松ノ木島地区の特別工業地区内においては、別表第2に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、周辺の工業及び住居の環境の悪化をもたらす恐れのない建築物で、町長が豊山町都市計画審議会の同意を得て特に許可した場合は、この限りでない。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第3条 この条例の施行の際現に存し、又は建築の工事中である建築物（前条本文の規定に適合しないものに限る。）で法又はこれに基づく命令若しくは条例（この条例を除く。）の規定に適合しているものについては、前条本文の規定にかかわらず、当該建築物が同条本文の規定に適合しなくなった時（以下「基準時」という。）を基準として、次に掲げる範囲内において増築し、又は改築することができる。

（1） 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第52条第1項及び第53条の規定に適合すること。

（2） 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

（3） 増築後の前条本文の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

（罰則）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

（1） 前2条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

（2） 法第87条第2項において準用する前2条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

第5条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務について、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

#### 附 則

この条例は、都市計画特別工業地区の決定の告示の日から施行する。

#### 別表1（第2条関係）

##### 建築してはならない建築物

- 1 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これに類するもの
- 2 劇場、映画館、演芸場又は観覧場

#### 別表2（第2条関係）

##### 建築してはならない建築物

- 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 2 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- 3 物品販売業を営む店舗又は飲食店
- 4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の6の2で定める運動施設
- 5 カラオケボックスその他これらに類するもの
- 6 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- 7 畜舎

#### 提出理由

この案を提出するのは、豊山町特別工業地区建築条例を制定するため必要があるからである。

用途地域内の建築物の用途制限

用途地域内の建築物の用途制限 、 、 、 、 面積等の制限あり						備 考
	準 住 居 地 域	近 隣 商 業 地 域	準 工 業 地 域	工 業 地 域	工 業 専 用 地 域	
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿						
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50m <sup>2</sup> 以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの						非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が150m <sup>2</sup> 以下のもの					物品販売店舗、飲食店を除く
	店舗等の床面積が150m <sup>2</sup> を超え、500m <sup>2</sup> 以下のもの					
	店舗等の床面積が500m <sup>2</sup> を超え、1,500m <sup>2</sup> 以下のもの					
	店舗等の床面積が1,500m <sup>2</sup> を超え、3,000m <sup>2</sup> 以下のもの					
	店舗等の床面積が3,000m <sup>2</sup> を超え、10,000m <sup>2</sup> 以下のもの					
	店舗等の床面積が10,000m <sup>2</sup> を超えるもの					
事務所等	事務所等の床面積が1,500m <sup>2</sup> 以下のもの					
	事務所等の床面積が1,500m <sup>2</sup> を超え、3,000m <sup>2</sup> 以下のもの					
	事務所等の床面積が3,000m <sup>2</sup> を超えるもの					
ホテル・旅館						
遊 戲 施 設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等					
	カラオケボックス等					10,000m <sup>2</sup> 以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等					10,000m <sup>2</sup> 以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場					客席200m <sup>2</sup> 未満
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等					個室付浴場を除く
公 共 施 設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校					
	大学、高等専門学校、専修学校等					
	図書館等					
	巡回派出所、一定規模以下の郵便の業務の用に供する施設等					
	神社、寺院、教会等					
	病院					
	公衆浴場、診療所、保育所等					
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等					
	老人福祉センター、児童厚生施設等					
	自動車教習所					
工 場 ・ 倉 庫 等	単独車庫（附属車庫を除く）					
	建築物附属自動車車庫					
	倉庫業倉庫					
	畜舎（15m <sup>2</sup> を超えるもの）					
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50m <sup>2</sup> 以下					
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 50m <sup>2</sup> 以下 150m <sup>2</sup> 以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場					
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場					
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場					
	自動車修理工場					作業場の床面積 50m <sup>2</sup> 以下 150m <sup>2</sup> 以下 300m <sup>2</sup> 以下 原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設				
		量が少ない施設				
		量がやや多い施設				
		量が多い施設				